

第 6 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 2 8 年 3 月 1 0 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 1 0 日 午 後 2 時 0 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 7 名)

1 番 鈴 木 浩 之 議 員	2 番 稲 田 常 実 議 員
3 番 藤 原 正 憲 議 員	4 番 林 克 治 議 員
5 番 飯 田 吉 則 議 員	6 番 大 畑 利 明 議 員
7 番 東 豊 俊 議 員	8 番 福 嶋 齊 議 員
9 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	1 0 番 西 本 諭 議 員
1 1 番 実 友 勉 議 員	1 2 番 高 山 政 信 議 員
1 3 番 岸 本 義 明 議 員	1 4 番 山 下 由 美 議 員
1 5 番 岡 前 治 生 議 員	1 6 番 小 林 健 志 議 員
1 7 番 伊 藤 一 郎 議 員	

欠 席 議 員 (1 名)

1 8 番 秋 田 裕 三 議 員

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書	記 前 田 正 人 君
書 記 清 水 圭 子 君	書	記 岸 元 秀 高 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福元晶三君	副	市	長	清水弘和君		
教	育	長西岡章寿君	参	事	西山大作君			
会	計	管	理	者	西川龍君	一宮市民局長落岩一生君		
波	賀	市	民	局	長	大島照雄君	千種市民局長阿曾茂夫君	
企	画	総	務	部	長	中村司君	まちづくり推進部長坂根雅彦君	
市	民	生	活	部	長	小田保志君	健康福祉部長浅田雅昭君	
産	業	部	長	中	岸	芳和君	農業委員会事務局長山石俊一君	
建	設	部	長	鎌	田	知昭君	教育委員会教育部長藤原卓郎君	
総	合	病	院	事	務	部	長	花本孝君

(午後 2時00分 開議)

副議長(伊藤一郎君) 御報告申し上げます。

秋田議長より体調不良のため、欠席する旨の届け出が提出されておりますので、御報告いたします。よって、私、副議長、伊藤が議長の職務を務めさせていただきます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

副議長(伊藤一郎君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順次質問を許可いたします。

まず、大畑利明議員の一般質問を行います。

6番、大畑利明議員。

6番(大畑利明君) 6番、大畑です。

最後2人になりましたので、しっかり努めたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、2点質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目は、本人通知制度についてであります。

戸籍などの個人情報的大量に不正に取得された事件、いわゆるプライム事件、これはプライム総合法務事務所の現職司法書士、あるいは元弁護士らの逮捕によってその全容が明らかになりました。不正取得された戸籍などの数は2万件に及ぶと言われています。そのほとんどが被害者本人が知る由もなく、結婚や就職などの身元調査として悪用されていたのです。個人情報の不正取得によってプライム総合法務事務所は1億5,700万円もの利益を得ていたと言われる事件です。

戸籍などをとられた被害者は、その事実を知ることもなく、さらにどのような被害に遭っているかもわかりません。

こういった事実を踏まえて本人通知制度がつくられました。さらには、プライム事件のような人権問題を根絶させていこう、市民の人権を守り、個人の情報保護を推し進めるために、多くの自治体において本人通知制度が導入されていますし、その充実が図られています。

宍粟市も2年前から本人通知制度の運用を開始いたしました。この制度の取り組み状況や効果などについて、市長に伺いたいと思います。

この制度は、登録者が多い自治体、あるいはしっかりと取り組んでいる自治体にはなかなか不正取得が行われませんので、今日はしっかりとした対応をしているんだという答弁を是非いただきたいというふうに思います。

1点目は、戸籍などの不正取得や悪用事例など、全国の事例も含めて現状を伺いたいと思います。

2点目は、本人通知制度の周知、社会啓発の現状、あるいは課題、今後どのような取り組みをされようとしているのかをお伺いいたします。

3点目、登録期間というのがございまして、現在は2年、3年というところがございますが、永久登録に増やしている自治体が多くございます。永久登録に見直すこと、あるいは現在のような情報開示のあり方ではなく、その情報開示のあり方も見直す必要があるというふうにも思います。

さらに、本人通知制度を充実させるための見直し、そういうものが必要かと思いますが、お考えを伺いたいと思います。

次に、教育について伺います。

子どもの将来が成育環境で左右されないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、次代を担う子どもの貧困対策を総合的に推し進める法律が2年前に施行されました。その中から、幼児期と義務教育段階における教育費負担の軽減を目指した取り組みと、あるいは不登校児童生徒への支援策、こういうものについて教育長にお伺いしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

副議長（伊藤一郎君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 大変、連日御苦労さまでございます。冒頭、本日、午前中に各中学校における卒業式、それぞれ御出席を賜りまして、卒業生に激励等をしていただきました。大変御苦労さまでした。そして、ありがとうございました。

ただいま大畑議員からの御質問に対しまして、私のほうから本人通知制度、この関係について御答弁を申し上げたいと、このように思います。

今もお話がありましたとおりであります。本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得による個人の権利侵害を防止するために、代理人や第三者へ住民票の写し等を交付した場合に、その事実を事前登録した人に通知する制度で、平成26年度からその実施をしているところであります。

制度制定後、市内では住民票等の不正取得・悪用事例などの権利侵害の事例は、

現在発生はしておりません。また、県下各地の中でも、各市町も制度化を取り組んでおり、全国的ないわゆる不正取得行為は現状では少し影を潜めているような状況下にある、このように思っております。

しかしながら、今後、本人通知制度の未登録者を狙った不正取得が危惧されることから、今後、講演会あるいは説明会等、あらゆる機会を通じて本人通知制度の必要性であったり、手続等について説明をしながら、事前登録者の増加と犯罪の抑止に努めていく必要があると、このように考えております。

また、お話のありましたとおり、平成26年度から実施して初年度の登録というんですか、申し込みの方については、今年の12月の末が最初の人々の期限があると、こういう状況でありまして、いろいろ聞いておりますと、期限を無制限にされている自治体もありますし、今後その方向で検討を加えなくてはならないと。端的に申し上げますと、条例改正をまたしなくてはならない必要があるだろうと、このように思っております。特に、啓発や、先ほど申し上げた、あらゆる機会を通じて現状の人数等々を踏まえていくと、さらにしっかりと取り組まなくてはならないと、こう思っていますし、条例改正についてもできましたら本年の9月議会あたりをめどに、その方向で検討を加えていって、できたら無期限という方向で検討を加えていきたいと、このことが大事ではないかなと、このように考えておりまして、ただ、制度についてもいろいろ改善すべき点もあろうかと思っておりますので、あわせもって他市町の最近の事例等々も調査・研究しながら、その方向で進めることが大事だとこのように考えております。

また、後ほどその具体的な数字等につきましては、担当部長よりお答えをさせていただきますと思います。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 大畑議員からいただいております質問であります。子どもたちの成育環境の整備や教育を受ける機会の均等など、次代を担う子どもたちを支える施策にということで、3点にわたりまして御質問いただいております。

まず、初めに、幼児教育の無償化につきましてであります。かねてより国におきまして検討はされておりますが、財源が課題ということで、実現に至っていない状況であります。

そのような中、平成28年度から新たに年収360万円未満の世帯を対象に、多子計算に係る年齢制限を撤廃しまして、第2子保育料を半額、そして第3子以降無償化

にと、また、ひとり親世帯につきましては、第1子保育料を半額、第2子以降を無償化にするというふうになっております。

また、兵庫県では、市と共同で、年収640万円未満相当の世帯を対象に、国の軽減措置を受けない第2子以降の保育料の一部を助成するという制度を新たに始めるところであります。

一部の市町では、国の無償化の方針を前倒ししまして、独自に支援する動きも広がっていますが、無償化の実現には多額の財源を必要とするということで、国や県の動向を見ながら、引き続きその必要性について検討してまいりたいと思っております。

それから、幼児教育の質の向上につきましては、宍粟市幼保一元化推進計画に基づきます認定こども園運営ガイドラインに沿いまして、看護師や栄養士等の専門職員の配置により実施することとしておりますが、本来の質の向上を図るためには、まず人づくりが大切であると、このように捉えております。

教育委員会でも、教育研修所の機能を拡充して、幼児教育にかかわる幼稚園教諭とか、それから保育所の保育士の方を対象に、多様な研修の機会を確保することで、より質の高い幼児教育、また保育を提供できる体制づくりに今後もさらに取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、次に、子どもたちを支える施策ということで、義務教育における就学支援の現状とその充実についてということでお答えいたします。

宍粟市就学援助規則に基づきまして、生活保護法第6条、第2項の規定により、要保護者及び要保護に準ずる程度に困窮していると市長が認めるもの、いわゆる準要保護者に対しましては、学用品費、それから新入学費、修学旅行費、さらには学校給食費などの援助を行っているところであります。

認定に際しましては、年度ごととなっております。援助を受けようとする保護者から申請内容を審査しまして、認定の可否を行っております。平成27年度、この平成28年の1月末現在の状況であります。要保護及び準要保護の児童生徒の認定者数及び割合であります。まず、小学校児童で要保護者が7人、それから準要保護者が150人、それから、中学校の生徒では要保護者が2人、準要保護者が99人となっております。現在、全児童生徒数に占める割合は7.9%となっております。

また、援助額につきましては、援助項目ごとに国庫補助基準額を準用しております。国庫補助の基準額が改定された場合には、原則その内容によりまして対応することとしております。

最後に、不登校児童への支援の現状とその充実ということではありますが、不登校は心理的、また身体的、あるいは社会的な要因によりまして、登校しない、あるいは登校したくてもできない、そういう状況のことを言いますが、子どもの自立に向けさまざまな取り組みを展開している義務教育段階においては大変深刻な課題であると、こういうように捉えておりまして、教育委員会としまして、学校と連携しまして、本人や保護者に対する支援に積極的に取り組んでいるところであります。

具体的には、しそう学校サポートチームというのをこのたび立ち上げまして、メンバーとしましては、青少年育成センターの相談員、それから適応教室の指導員、それから、今年度から配置していただきましたスクールソーシャルワーカー、それから、市教育委員会の指導主事というふうなメンバーで編成しまして、学校における対策会議へ出席しましたり、不登校の状況に陥っている子どもやその保護者と面談したり、相談を受けたり、積極的な支援活動を行っているところであります。

特に、今年度からの新規配置となっておりますスクールソーシャルワーカーにつきましては、週1回の勤務でしたが、8月末までに全ての学校を巡回しまして、全130件の相談にかかわることができました。その後、相談の中から特に必要であると判断した事案につきましては、子どもや保護者に直接かかわって、家庭環境の調整をしたり、子どもにかかわる教職員の支援体制をともに考えながら、現在、対応を急ぐという七つのケースにつきましては、継続的に支援を行っているところです。

その中で、二つのケースにつきましては、明らかに状況が好転しまして、家へ引きこもるのではなくて、登校できるというふうな状況になってきており、保護者にも大変喜んでもらっているという状況があります。

来年度は、スクールソーシャルワーカー、今1日だったのを週2日配置と増やす予定でありまして、しそう学校サポートチームの活動をさらに充実させて、この不登校児童生徒への対応を進めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（伊藤一郎君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 失礼します。本人通知制度につきまして、市長のほうから御説明のほうはさせていただいたんですけれども、私のほうからは詳細な部分について説明のほうをさせていただきます。

権利侵害の現状についてでございますが、先ほど市長答弁のとおり平成25年12月に、宍粟市住民票の写し等本人通知制度に関する条例制定以降、市内で起きた不正取得の事例はございません。

それと、制度の周知や啓発についてでございますが、県下を見ますと、三木市、加東市さんが群を抜いてその登録者数が多いというふうな状況になっております。宍粟市におきましても、三木市、加東市に追いつけ、追い越せというようなことで、これから推進のほうをしていきたいと思っております。

従来でしたら、広報やしーたん放送により実施をしてきたわけなんですけれども、これからは市民課の窓口での勧誘とか、またタウンミーティング、また講演会での受付での勧誘等、具体的に市民の皆さんに触れ合いながらお願いをしていくというような取り組みを今後展開していきたいというふうに考えます。

それと、登録期間に関しましてですが、先ほど冒頭市長が申し上げましたとおり、今年の12月31日をもって最初に参加をされた方が登録期間が切れるということで、県下のよその市町を見ますと、登録期間3年とかという期間を全て廃止にしまして、登録期間を設けないという方向に進んでおります。宍粟市におきましても、そういった方向に進みたいというふうに考えますので、本年中、平成28年度前半にいろいろと研究をしまして、12月までには法整備のほうを進めていきたいというふうに考えます。

続きまして、通知後の情報開示につきましてですが、開示等の請求処理の要綱に基づきまして、ただいま処理のほうをしております。内容につきましては、近隣市町の開示項目とほとんど同一ということで、今の開示内容で問題はないというふうに今のところ判断をしているような状況でございます。

以上でございます。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） それでは、2度目の質問をさせていただきます。

本人通知制度のほうからいかせていただきたいと思うんですが、まず、登録期間の見直しを図ろうということで、是非それをお願いしておきたいというふうに思っております。

不正取得の事案が今のところないというお話でございますが、これは、今日は登録件数は尋ねません。答えないでください。その辺はやはり警戒心が必要だと思いますので、お願いいたします。

もう一度部長にお伺いするんですが、職務上請求用紙を使って交付をされている件数、これ本庁、市民局の窓口を含めて年間どの程度ございますか。

副議長（伊藤一郎君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 本人以外の方が窓口に来られる件数は、今現在、手

元のほうにちょっと数値的なデータは持ってないような状況でございます。ちょっとわからないということです。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 冒頭にこの制度ができた背景のお話をいたしました。この職務上請求用紙を使われるのは8業士、いわゆる弁護士さんとか司法書士さん、そういう資格をお持ちの方が使えるわけですね。そういうところにとられている側は何もわからないうちにとられて、それがどう使われているかということがつかめなわけですね、今の状態だったら。どのくらい実際あるんだろうということが全くつかめなかったら、それが悪用されているのか、されていないのかもわからない状況やないかなと思うんです。

私はほかの自治体でいろんな事例を聞きました。冒頭に言った就職のときの悪用以外にも、最近では住民票さえとれば車庫証明も勝手につくることができる、あるいは、金融でお金を借りることもできる、そういうことに利用されているという事例があるというふうに聞いているんです。

それは、なぜそういうことがその自治体はわかったかということ、非常に登録人数が多いんですね。そういうところから本人に通知があって、本人はそんなことを頼んだ覚えがないということから発見できるわけです。ですから、いかに登録者を増やしていくことが大事かということなんですね。

ですから、今、全く本人通知されていない件数が少なかったら、どういうことに使われているかもわからない状況になっているので、そこを本当にしっかりやっていただきたい。

そのために、もうくどくど言いませんが、登録者を増やす取り組みですね、この辺をやっていくというお話だったんですが、これは僕は市民生活部だけでは無理だと思います。市民生活部の窓口に行っても、なかなかそういうものは目にすることはできませんし、いろんな証明書を交付事務で精いっぱいですから、本人通知のことを一々説明なんかしていただけないです。ですから、先ほどの三木市はすごい頑張っておられるところなんです。どういう啓発をするかというのを私も聞いておりますので、今から申し上げますから、関係部局の部長さん、是非お答えいただきたいんです。どういうふうにこれからしていくということをおね。

例えば、自治会の研修会で登録の推進をされています。それから、FMラジオで毎日登録を呼びかけておられます。それから、人権の研究大会、それから成人式、こういうときにはリーフレットとか登録用紙を配付して、当日、職員が待機をして

登録を呼びかけておられます。それから、市役所の窓口はもちろんそうです。それから、土曜、日曜も登録受付ができるようにされております。それから、登録運動期間というのを設けられて、全自治会に登録用紙を配付をされています。それから、学校教職員の方々に本人通知制度を説明して、児童・生徒・保護者に登録を押し進められております。もちろん、啓発冊子も作成をされています。こういう取り組みをされております。

今後、どのようにしようと、今の段階で結構ですから、今言いました関係部長の方一人一人お答えいただきたいと思います。

副議長（伊藤一郎君） 中村企画総務部長。

企画総務部長（中村 司君） 今お聞きしました方法、いずれも効果的なものかなと考えております。うちのほうはしーたん放送等もございます。その部分も有効に使いまして啓発のほう努めていきたい。他の部局につきましても、やはりこういう機会をとらえてやっていくべきだというふうには考えております。

副議長（伊藤一郎君） 坂根まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長（坂根雅彦君） 今御紹介いただきました人権の研修会なり、あるいは自治会長さん方の会、そういったところでの周知、非常に有効だろうというふうに思いますので、少しでも登録者が増えるように、今後取り組んでいきたいというふうに思います。

副議長（伊藤一郎君） 小田市民生活部長。

市民生活部長（小田保志君） 市民課の窓口でもやはり勧誘のほうを進めていきたいと。ちょうど住民票とかの取得に来られますので、一番タイミングとしてはいい機会だというふうに捉えております。

それと、先ほどの私のほうの答弁の中で、12月までに法の整備というようなことを答弁させていただきましたが、9月の議会をめぐりに法整備のほうをさせていただいて、12月からというようなことで訂正のほうをさせていただきます。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 学校教職員の啓発につきましても、校長会でこの制度の内容を十分説明させていただきまして、学校内で啓発を進めていきたいと考えております。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） くだいようですが、やはり成人式なんかも利用して、是非呼びかけをいただきたいなというふうに思います。やはり、本当にどういうところで

何に悪用されているか、本人は全くわからないわけです。ですから、市民の本当に生命、財産、そういうものをしっかり守っていくんだということを、もう一度役所全員で気構えをしっかりとって、対応いただくようお願いしたいと思うんですね。

私も実際登録しましたから、そして、通知をいただいたからわかるんです。これはどういうことなのかというのがね。情報開示ですが、今やはり守られているのはとった側の個人情報を守られています。司法書士に私とられましたけども、私知りませんでしたけど、電話で問い合わせて目的がわかりましたが、今の通知制度は目的が黒塗りしてあるんです。誰がとったかということは教えていただけるんですが、目的がわかりませんからどうしようもないわけですね。かえって黒塗りしてあれば不安になりますので、問い合わせてわかるわけですけども、その開示もしっかり今後考えていかないと、とられている側の権利を守ろうという、個人の情報を守ろうというふうに力点を置いていただきたいんです。今は、個人情報保護条例はとる側の権利を守ってあるんです。そのところが少し今後課題かなというように思います。

今、すごく進んでいる自治体は、本人通知、本人がとったものまで通知しています。今、ほとんどの自治体は代理人とか、こういう8業士の方のとられた分について通知があるんですが、本人がとったものまで通知しているんです。それはなぜか、成り済ましを防ぐためなんです。

今後、やっぱり、マイナンバーとかいろんなものが普及してまいりますと、それが大きな今後犯罪になっていく可能性もあるわけですから、是非、この本人通知制度をもう一度しっかり見直していただきたいということも思います。

それぞれの部長さんからもいただきましたので、是非そういう前向きに検討をいただきたいと思います。

次、教育のほうに移らせていただきます。

先ほど、幼児教育とそれから義務教育2つに分けて、それから不登校というふうに、今時間があれば行きたいというふうに思うんですが、まず幼児教育の無償化でございますが、教育長から説明がありました。教育長、もう一回お尋ねしますが、文部科学省がつくっております幼児期から高等教育段階までの切れ目のない教育費負担の軽減を目指すという、こういう資料を御覧になったことがありますか。お答えいただけますか。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 確かに目は通しておりますが、具体的に内容までちょっと

把握をようしておりません。申しわけありません。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） これは貧困対策ということで、国が本当に精力的にやっておりますが、幼児期から今日は言いませんけども高校ですね、そういうところまで含めたことを、子どもの成長に対してしっかりとサポートしていこうということでありまして、親の経済力がどういうふうになっていようが、子どもには関係ないわけですから、しっかり子どもをサポートしていくということで組み立てられた制度設計ですね。

その中で、この幼児教育、今、宍粟市がやっておられる幼保一元化でいきますと、この無償化の適用を受けられない人が出ている可能性が僕はあると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 私のほうから答えさせていただきます。

今、無償化となりますのは、第1階層の分が無償化の対象となると考えております。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 多子世帯、今度は第3子以降が無償化になりましたし、ひとり親は第2子以降が無償化になります。

これが3歳に該当した場合、1号認定の方が宍粟市の場合、認定こども園しか行けないでしょう。ですから、3歳児が幼稚園に行きたくても、今教育委員会は受け入れをしていません。ですから、無償化を受けられないということを言っているんです。そういう方がいらっしやると。現実になくてもそういう制度になっていますよということを言っているんです。

教育長、こういうやり方って憲法違反ではありませんか。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） これは、これまでも何回もお答えしておりますように、幼保一元化の中で3歳児教育を進めていきたいということで取り組みが少し遅れているわけですが、現状では、3歳児の教育は努力義務というふうに理解しておりまして、そういうことに向けまして何とか3歳児の子どもたちが教育を受けられるように、今後も取り組んでいきたいと、このように思っております。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 今、日本中で話題になっております「保育所落ちた、日本死

ね」というね、これはこのとおり当てはまりますよ。本当にわかっておられない。保育所のことを言っているんじゃないんです。こういう保護者の気持ちがわかっておられない。もうこれ2年前から子どもの貧困を救済していかなあかんということで作られたものですよ。まだ間に合っていないからというような話じゃないんです。今の計画が邪魔をしているんです、この法律を進めることに対して。そこがわかっていらっしゃらないという。いくら言っても。自分たちの考え方ばかり押しつけておられる。本当にこれ真剣に考えてください。憲法違反ですよ。生存権の否定ですよ。

もう一度考え方を言ってください。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） これはこの平成27年からの宍粟市子ども・子育て支援事業計画の中にも、それから、就学前の子どもに関する総合的な推進の法律を見ましても、3歳児教育に関しては努力義務と、私はそのようにっておりますので、決して憲法違反であるとは考えておりません。しかしながら、3歳児の子どもたちへの就学保障をするのは教育委員会の仕事でありますので、今後もそれに向けて努力していきたいと、このように思っております。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） ここで時間を使うつもりはありませんが、皆さんに聞いていただきたいと思えます。

憲法25条は生存権を規定しています。健康で文化的な生活を営む権利ですね、これが侵害をされている状態だというふうに私は言っています。生存権というのは、この恩恵的利益を規定したものではありません。理不尽な政策を排除する権利を生存権と言っています。そういう理不尽な政策というのが、私が言っている社福一辺倒による幼保一元化、認定こども園でしか3歳児教育を受けないということが、この理不尽な政策に当たるというふうに言っているんです。そこをもう一度しっかり考えてください。幼稚園か保育園かこども園か、子どもや保護者にどんな教育を受けたいかという選択肢があるんです。それが豊かな社会であると私は考えますし、そういうことを選択肢を用意するのが行政なり、教育委員会の責務だと思います。そこを皆さんがおっしゃっているんです。そこがわかってもらえない。努力義務はありませんよ。やらなければいけませんよ。是非考えてください。本当に憲法違反です。何度も言います。

次に、就学援助に入ります。

平成26年度に就学援助実施状況調査ということで、市区町村別のデータが公表されました。この調査の意図は何だったのでしょうか、教育長、お答えください。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） ちょっと今手持ち資料がないので、ちょっと不明でありますので、答えることはできません。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） わかりました。是非ちょっと今から一緒に考えてください。この調査、2年前の貧困対策から各市町村の現状を調査したものです。就学援助、先ほど説明いただきました。兵庫県の中でも各自治体ずっと私見しましたが、全国では平均6人に1人がこの援助を受けていますね。パーセントで16.何%です。兵庫県下でも最も高いところで20数%がありますし、全国的には48%、2人に1人がこういう制度を受けているという、そういう実態があります。

平均16.何%、6人に1人ですが、宍粟市は7.9%と先ほどおっしゃいました。これは13人に1人ぐらいの割合です。そんなに違いがありますか。全国平均よりも相当下回る数値です。私はなぜこういうような結果になっているのか、ここをしっかりと分析をしていただきたいというように思うんですが、本当に皆さんにこの制度が行き渡っているというようにお考えですか。ちょっと事務局で結構ですから答弁ください。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 要保護・準要保護の説明につきましては、学校また民生委員会を通じまして御協力を願っておるところと思っております。周知はできていると考えております。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私は全くできていないと思います。全国平均をはるかに下回る就学援助率ですよ。これを見たときに不思議と思わないといけませんよ。

教育長、市内で経済的な理由で修学旅行に行けなかった生徒があるのを御存じですか。教育長。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 実際に修学旅行に行けなかった子どもは存じております。先ほど言われましたように、宍粟市がパーセントが低いと言われますけども、宍粟市でも生活困窮者自立支援連絡会というのを設けておりまして、各市の各部署はもちろんですけども、社会福祉協議会等も入っていただいて、そういうものを見落とさ

ないように取り組んでいるところであります。

また、特に社会福祉課とも連携しまして、見落としのない対策もしておりますし、さらに学校と民生委員児童委員の方との連絡も密にしながら、そういう子どもを見落とさないようにという取り組みは、これはずっと進めておりますので、低いと言われましたが、現実としては宍粟市では今7.9%であると、このように思っております。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 率が低いということは、制度が悪いと言っているんではございません。本当に対象になっている人に行き届いているかということなんです。そして、しっかり子どものためにその費用が使われているかということを探っているんです。その分析ができていないかということも言っているんです。

全くできていないですね、今の認識であれば。これ私が言っていることじゃなしに、文部科学省のホームページなんか見たら書いてありますけども、全国的に大きな格差があるんです、その適用率にね。48%のところから宍粟のような10%未満のところ、あるいは5%程度のところまであるわけです。

これ、ほかのデータで宍粟市の地域経済循環図というのがありまして、ここの所得ですね、宍粟市の所得というのは、2010年でございますけども、一人当たり所得313万円、これ全国のランキングで1450位なんですよ。1450位なんです。ですから、相当やっぱり経済的に厳しい家庭が増えていると私は思います。

この調査、兵庫県がやりました調査ね、ここにどういうふうに周知をしているかと、やっぱり周知が十分できていないんじゃないかということも私思っています、各自治体でやっている周知のところ、丸がいつているところ、宍粟市は少ないんです。二つぐらいしかないんです。これ注目したのは、就学率が高いところはしっかりその制度を周知しています。入学時に学校で就学援助制度について書類を配布して説明している。それから、毎年度学校でやっている。それから、教職員向けに説明会を開いている。こういうことをしっかりやって、その対象者以下保護者全員にその制度が行き届くところまでやっているんです。なおかつ、ここまでやってもこの生活保護を受けるとか、準要保護の適用を受けるというのは、なかなか抵抗が親にはあるんですね。ですから、受けておられない方たくさんいると思うんです。だから、これだけ低いと私言っているんです。

だから、本当に子どものことを考えて、こういう制度を利用してくださいということを学校からきっちり伝えなあかんと思うんですよ。そういうことが行き届いて

いないから修学旅行に行かないというような子どもが、直接因果関係あるかどうかわかりませんよ、そういう子ができるんだろうと思いますし、もっともっと辛抱している子どもたちがいるんじゃないかと思います。進学を諦める子どもたちがいるんかもわかりません。

で、今言いましたところ、ちょっと今の私の質問に対してお答えをください。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 大畑議員が全くできていないと言い切られますけども、そういうことは宍粟ではやっていないと思っております。

健康福祉部も含めて先ほど言いました生活困窮者自立支援連絡会も含めまして、きっちり対応しておりますし、宍粟の場合、3世帯があるということで、そういう援助も受けられているのかなという部分があるんですけども、今言っていたように、毎年、これは対応しております。それから、教職員も十分理解しております、そのことについても対応する力を持っておりますし、民生委員児童委員との会も毎年開いて見落としがないようにということを、これは周知して学校でもやっておりますので、こういうところで全くできていないという言われ方はちょっとつらいと私は思います。

それから、修学旅行の件は、これは私が聞いているのは金銭面だけで行けていないという理由じゃないということも了解いただきたいなと思います。

副議長（伊藤一郎君） 6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 私は実態と違ったら謝りますが、この調査に基づいて言っています。これ見てください、教育長。どんな周知方法が数が少ないか。これを捉えて私は全くやっていないと言っているんです。肝心なところに丸が入っていないんですよ。広報に載せているというところに丸が入っています。それから、学校に対して制度の説明をしているということは入っています。それ以外何も入っていませんよ。だから言っているんです。現実のところはわかりません。十分行き届いているんかもわかりませんが、だったら、こんな率は低くないでしょうというふうに疑問を持っていただきたいんです。

次に行きます。

就学援助ちょっと早口で言いましたけども、もう一度現実、実態と、この制度が合っているのかどうか。そして、子どもの将来に対して本当に教育の機会均等がしっかり確保されているのか、確認をいただきたいというふうに思います。

それから、もう時間がありませんので、あと残りは予算委員会でやらせていただ

きます。

以上です。

副議長（伊藤一郎君） 答弁はよろしいですか。

西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 先ほど見せていただいた資料も手元に持っていたんですけど、よく確認しまして、その辺漏れ落ちがないようにしますし、とにかく今大畑議員が指摘いただいたように、そういう生活困窮のために就学に支障を来すような子どもが出ないように、今後もしっかり取り組んでいきたいということを答えさせていただきます。

副議長（伊藤一郎君） これで、6番、大畑利明議員の質問を終わります。

続いて、鈴木浩之議員の一般質問を行います。

1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） では、一般質問をさせていただきます。

今回は、まず大きく2点について伺います。

まず、大きな1点目、教育現場に潜むリスクについて。

教育・保育の現場には、さまざまなリスクが存在します。建物、設備などハード面、人・制度・情報などのソフト面、その両面で宍粟市での教育・保育の現場におけるリスク管理、対策の現状と課題をやりとりの中で明らかにしていきたいというふうに思います。

その中で1点目、教育・保育施設の耐震化、避難経路の確保について。

くしくも本日3月11日は東日本の大震災があった日ではありますが、市内の認可保育所、公立の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校の耐震化、避難経路の確保、避難訓練、それらの現状と課題について伺います。

また、杭工事のデータ偽装、これが先般報道にもされました、社会問題にもなっておりますが、耐震診断はどのような形で行われているのかについても伺います。

次に、部活動等での教職員・保護者による児童生徒の送迎について。

特に、中学校の部活動における生徒の送迎については、これまでもさまざまな課題が指摘されています。教職員・保護者による児童生徒の送迎にかかわるリスクとリスク管理における課題。また、もし事故が起こってしまった場合、どのような対応がとられるのかについて伺います。

次に、教育長、教育委員を含む教育・保育にかかわる人材について。人的なリスクについてです。

最近、宍粟市内の教職員の方が県教委から指導・処分を受けた事案が発生しています。また、第2回総合教育会議での教育委員の発言、12月議会での一般質問の答弁による教育長の発言なども問題としては顕在化していませんが、不用意な発言だと言わざるを得ないと思います。市長として、教育・保育にかかわる人に対する指導・監督の現状、その課題をどのように認識しているのかお伺いをします。

大きな2点目です。

人口減対策、定住促進、少子化対策について伺います。

平成27年の国勢調査の県の集計結果が2月19日に公表されました。宍粟市は、国立社会保障・人口問題研究所の推計値3万8,534人を742人下回る3万7,792人というふうになっています。人口減少率はマイナス7.68%と兵庫県内41市町では36位でしたかね、6番目に減少率が高いということになっています。

人口減対策は、成果があらわれるまでに相当な期間を要することは御承知のことかと思いますが、この国勢調査の結果を踏まえ、宍粟市としてどのようにこの結果を分析し、10年後、20年後の宍粟市を見通した上で、現時点でどのような対応をしているのかについて伺います。

以上です。

副議長（伊藤一郎君） 鈴木浩之議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

市長（福元晶三君） 鈴木議員の御質問、大きな点で2点ありまして、1点目の第3点目と、それから2点目の人口減、このことについて私のほうから御答弁を申し上げたいと、このように思います。

今もお話がありましたとおり、この後またあるかもわかりませんが、5年前の東日本大震災、ちょうど今日の日であります。それぞれの被害に遭われた地域においても復興・復旧に向けて懸命な努力をなされておりますが、ごめんなさい。訂正させていただきます。先ほどちょっとそういう御発言があったんで、今日は10日ですね。どうも申しわけありません。

それでは、最初から。先ほどの件は訂正ということでお許してください。

鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

2点であります。1点目の三つ目。それから、人口減対策とこういうことでよろしくお願ひしたいと思います。

特に、教育・保育にかかわる人材の育成ということは、当然、教育委員会でいろいろありますが、今回の御質問の教育長、教育委員の発言と、こういう趣旨のどこ

るので、御答弁申し上げたいとこのように思います。

その発言のことではありますが、過疎化あるいは急速な人口減少と、こういうようなことで、地域の将来等々、宍粟市の将来も心配なされた発言であって、結婚観でありますとか、子どもの選択肢を誘導したり、可能性を狭めると、こういうものではないと、私はこのように考えております。

とりわけ教育委員会、特に教育委員さんにおかれましては、人格が高潔で幅広い識見を有する委員ということで、議会の同意を得て教育委員会を構成していただいておりますが、その教育委員会は自由な意見を述べて、大所高所から教育の基本方針等を決定するものであります。一人一人の委員の皆さんには、いろんな考えをお持ちの方もおられると思いますが、その意見を出すことによって議論も深まり、方向性等々いろんな意味で定めていただいておりますと、このように考えております。

今回の委員の発言も幅広い意見の一つと、このように捉えております。

2点目の人口減対策についての御質問であります。今もお話がありましたように、昨年10月に実施されました国勢調査の速報値が3万7,792人と社人研の推計値を700人以上下回るという大変厳しい結果となっております。

また、住民基本台帳上の人口も1月末に4万人を下回る事となり、歯どめがかからない人口減少について、市民の皆さんと現実をお互い共有しながらまちづくりを進めたい、そんな思いで先日非常事態を宣言させていただいたところであります。

この人口減少に歯どめをかけるために、地域創生総合戦略を策定し、事業展開を図っていくこととしておりますが、この戦略につきましては、K P I、要は数値目標を設けて検証を行いながら、必要に応じて内容を見直し、公表するとともに、議会への報告も行うことと、このようにしております。

平成28年度の事業につきましては、予算説明でお示ししたとおりでございますが、総合戦略にもお示ししておりますように、市民、地域、団体、行政がそれぞれ危機感を持って、それぞれの立場においてできることから実践していくことが大切であると、このように考えております。

既に市内の企業とは一昨年から定期的に経営懇談会、あるいは商工会の役員さん等も含めまして、そういう懇談会等々を開催する中で、さまざまな意見交換を行う中で、事業提案を受け、幾つかの具体的な取り組みも進めておる状況であります。これは1例であります。

今後、さらに実態を十分検証しながら、対応してまいりたいと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、2点お答えさせていただきます。

最初に、教育・保育施設の耐震化及び避難経路の確保という点であります。まず、市内の小中学校の耐震化率は、この平成28年4月現在で96.9%となっております。この後予定しております、平成29年度末には100%となることで、全ての建物の耐震化が完了する見込みであります。

それから、小中学校の耐震化に一定のめどがつくことから、今後は幼稚園、さらに保育所の耐震化を検討していく必要があるものと認識しております。

ただ、一方で、宍粟市では、現在、幼保一元化の推進もしておりますので、これとの整合性も配慮しながら進めていけたらなというふうに考えております。

それから、避難経路の件ですが、学校園では毎年、防災計画を見直しまして、避難経路の確認を行うとともに、年間計画を立てまして防災訓練、それから防災教育を行っております。これらを通じまして、教職員、児童・生徒自身の任務や責任の周知徹底を図りながら、災害の基礎知識等を学び、災害発生時の対応に備えているところであります。

また、避難訓練は地震・火災・水害、また土砂災害などの各種災害のほかに、学校園の所在地の状況に応じましても、それぞれの災害を想定した訓練を行うなど、課題に対応できるよう、各校園所で工夫して実施しているところであります。

もう1点ありました。耐震化のもう1個ですね。もう1点、杭のほうですが、小中学校における耐震診断を行った建物のうち、杭基礎がある建物は3棟で、耐震診断の過程で地盤の支持力、それから杭の鉛直体力及び水平耐力に基づいて評価を行っております。

また、杭基礎の安全性につきましては、建物の現地確認を行いまして、傾斜や有害なひび割れ等の不具合がないことも確認しております。さらに現在のところ、市内の学校施設においては、これらの不具合は確認されていないという状況です。

それから、部活動の送迎の部分であります。文部科学省は学習指導要領におきまして、中学校の部活動を教育課程に関連する事項として意義ある教育活動と規定しまして、運営上の工夫を行うなどの留意事項を示しております。

この趣旨にのっとりまして、当市におきましても各中学校で運動部、さらに文化部の活動が熱心に展開されまして、着実に教育効果も上げているものと思います。

平成9年に県教委が通知したとおり、本来、部活動における生徒の移動手段は、公共交通機関の使用を原則としております。しかし、本市のように交通の便が十分

でない地域では、教職員や保護者の送迎に頼っているという部分があるというのが実情です。

特に、保護者の送迎につきましては、事故があった場合の責任の所在、またその後の処理等におきまして、重大な問題が発生する危険性も含んでおります。したがって、その運用につきましては、事前に学校と保護者が相互理解を十分にいただき、留意点についても共通点を持ち、また共通認識を図るという必要が考えられまして、当市におきましても各中学校に丁寧に対応をするように指導をしているところであります。

それから、市内中学校同士の練習試合におきましては、今後は、昨年11月から運用を開始しました宍粟市の路線バスも利用できますので、その活用についても利用推進を図っていきたいと思っております。

万が一、交通事故が発生した場合ですが、その対応策としては、各部でのスポーツ安全保険に加入しております。さらに、運転手の方の任意傷害保険、さらには、日本スポーツ振興センターによる災害共済給付金などで対応することとしております。

幸い、当市におきましては、これまで部活動引率時における重大な交通事故は起こってはおりませんが、これからもそういう重大事故が起こらないように、学校、保護者、また教育委員会ともしっかり連携して未然防止に努めていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

副議長（伊藤一郎君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） すみません、先ほどの東日本大震災の日付、明日でした。おわびをして訂正いたします。

では、2回目の質問に入りたいと思いますが、耐震化の件なんですけども、よくその耐震化のところでIs値というのが言われるわけなんですけども、これが文部科学省の公立学校施設では、それを概ね0.7を超えるということが基準として言われています。これはどちらかというと、基本ほかの建物に関しては0.6なんですけども、やはり厳格な基準を明示していると思うんですけども、この点宍粟市の場合、この0.7というのがラインというか、基準というふうに考えてよろしいんでしょうか。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 宍粟市の場合は0.7を採用しております。

副議長（伊藤一郎君） 1番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） それで、その I s 値の出し方なんですけど、三つの指標というのがありまして、その中に経年指標というのが、これマイナスの変数だと思うんですけども、これがあって、年々劣化していくと当然 I s 値が下がっていくということかと思うんですけども、現在、耐震診断をして、大分時間がたっている建物があるかと思うんですけども、最新、また一番過去ですね、どのあたりでその診断を下しているのか、その年次的なことがもしわかればお伺いいたします。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 耐震診断が一番古いといいますが、それは平成16年度からやっております。一番新しいのは平成18年度であります。

副議長（伊藤一郎君） 1 番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） その診断の仕方に関しては、1 次、2 次、3 次というのがあるということちょっと聞いているんですけども、それで、学校施設等では2次診断というところがメインだということも情報としてあったんですけども、この中で、やはり設計図面が残っているという前提、コンクリートの圧縮強度とか、劣化の状態を現地調査をするということになっているんですけども、基本その診断というのはその設計図面によって理論値でされるものなのか、実際にはどういった診断の方法なのかをちょっと具体的にお伺いしたいんですけども。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 現在、手元に詳細な方法の資料を持ち合わせておりませんので、また委員会等でお出ししたいと思っております。

副議長（伊藤一郎君） 1 番、鈴木浩之議員。

1 番（鈴木浩之君） 是非とも、多分その2次診断ということをされているんだと思うんですけども、先ほど取り上げました傾斜マンション杭工事データの偽装の関係なんですけども、これ工事主体とか、そういった販売元というのは、いわゆる大手、多くの方が知っていらっしゃる会社なんですけども、そういったところが結局工事のデータを偽装していた、つまり設計図面どおりに建築がされていないということが明らかになったわけです。これ自体は、その報道なりから業界全体で結構行われていること、あとは、元請の建設会社がそういった下請というか杭工事などを管理できていないということが露呈したわけなんですけども、これ耐震診断の場合、設計図面、設計どおりに建設がなされていない建物がもしあるとしたら、これはどういう状況になるのか、見解をお伺いしたいと思います。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 設計図どおりの施工がされていない場合は、沈下というのが生じると思いますが、現在、小中学校で杭基礎をしておる中にはそれが発生はしておりません。

副議長（伊藤一郎君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） 私も詳しくは知らないんですけども、いわゆる過去設計どおりに建設がされていない公共施設があるのではないかとということをちょっと聞いたものですから、もしその具体的にどこだということは不要な不安をあおることになるので申し上げますけれども、全国的にその報道以降、やはり公共施設に関しては実際に現地に入って設計図面どおりに建築がなされているかどうかということを診断されている自治体もありますので、もしそういったところに疑義がある施設があるということであれば、是非現地調査をしていただいて、本当に設計図面どおりに建築がなされているのかどうかということを確認いただければなというふうに思います。

その点ちょっと見解をお伺いします。

副議長（伊藤一郎君） 藤原教育部長。

教育委員会教育部長（藤原卓郎君） 通常、工事のときの施工管理データ等、10年をたてば一応廃棄してもいいということになっております。その中で小中の杭基礎を使っておりますところは、もう既に10年をたっておることから、そのデータの確認というのはできておりません。しかしながら、今回の杭データの基礎ということがありまして、担当のほうは全て現地を調査しまして、ひび割れ等、また大きな外観的な異常はないかということは調べておりますので、その点については宍粟市内の該当建物については問題がないと考えております。

副議長（伊藤一郎君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） その見解であれば、一応どこがそういった疑義があるかということは申し上げますので、後ほど個別に対応したいと思います。

あと、避難経路、避難訓練のこと、御丁寧に答弁いただいたんですけども、先ほどちょっと日付を間違えましたけども、震災のとき、私、幼少期から静岡県にありまして、静岡県は昔から地震が来る来ると言われていて、避難訓練であるとか、そういった備蓄であるとか、そういったことが非常に充実していたり、避難訓練も非常に徹底してやっていて、当日、震災があったときも大分揺れたんですけども、非常にスムーズに学校とか幼稚園から自分の子どもを避難させていただいたという経緯もあります。

是非とも、今後、そういったやはり防災計画であるとかということを経験してお任せするというのも一つかとは思いますが、やはり、それは監督庁である教育委員会がしっかりとチェックしていただいて、やはり、どういうときに災害が起きるのか、教室にいるとき、また休み時間で生徒がばらばらであるとか、あと、登下校中のことも含めて、季節とか、あと災害の種類等々、いろいろなケースが想定されると思いますので、そのあたり是非シミュレーションして、そういったときでも適切に対応できるように、今後も進めていただければというふうに思います。

ちょっと児童生徒、部活動での送迎についてちょっとお伺いします。

部活動、これ休日の活動に送迎が起こるのは練習試合であるとか、交流練習というんですかね、ということで出てくるとは思うんですが、やはり、休日の活動であるとやっぱり、学校管理下で行われている公式な活動ということになっています。顧問の先生の監督下で事故が起こった場合、やはり、責任は校長先生、また教育委員会、学校設置者である市長等々ということになってくるとは思います。

これまで歴史的にそういったところに大分保護者の方に負担をかけていた部分があるというのはあるんですが、全国的にやっぱり例を見ると、その預かった子どもを事故に遭わせて、裁判に持ち込まれているケースが結構あるんですね。保険ということはいろいろ金銭的に傷害保険であるとかということもあるんですが、賠償責任みたいな部分、結局裁判になったときに、弁護士費用であるとか、そういったところをカバーするような保険というか、そういったものには加入されているんでしょうか。

副議長（伊藤一郎君） 西岡教育長。

教育長（西岡章寿君） 中学校の場合は、校長が全てそういう対応保険には入っております。市としましてもスポーツ振興センターの災害給付金制度を利用して対応するようにしております。

副議長（伊藤一郎君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） その保険等で対応したり、裁判で司法的に判断が下されるという状況があるとしても、やはり道義的な部分ということは、どうしてもそういったところでカバーできないことになるとは思いますので、是非ともそのあたりのリスクが非常にあると思いますので、ちょっと考えていただきたいというふうに思います。

休日の送迎になるんで、やっぱり仕事の御都合とかで、やはり送迎にかかわれない保護者の方がどうしても出てくるとは思いますし、やはり、チームスポーツの送迎

になったりすると、やっぱり大人数を動かすということになると、車両のタイプというんですかね、も制限されてきて、そういった車を出せないということで、やはりかかわりたくてもかかわれないという部分とか、逆に一部の保護者の方に負担が過度にかかってしまうということも非常に考えられますので、是非ともそのあたり、先ほど公共交通のことを言っていたいただきましたけど、やっぱり市内での行き来に関して、やっぱり公共交通を使っていただくほうにしたほうがいいのかと思います。

ただ、その点でいくと、中学校でいったら山崎南中学校がやっぱり移動、もしそこに行くとか、そこから出てくるといえるときに、ちょっと便が悪いというのがあると思いますので、そのあたりも含めて休日のダイヤとか、部活動で使えるように制度をちょっと変更していただければというふうに思います。

あと、もう一個、顧問の先生のことなんですけれども、やはり、部活動で相当放課後、休日も含めて非常に時間がとられているというのが現実かと思います。これは、実際どうかはわかりませんが、やっぱり、休日とか放課後というのは教材研究、やっぱり先生の本分というか、どちらも本分なんですけれども、やはり授業に対する教育の研究に充てるべき時間だというふうに思います。

この前の学力テストではないんですけど、小学校でやはりちょっと正答率が全国と同規模なんですけど、下のほうに位置していて、中学校で全国レベルに近づくといいところを考えると、やはり、そこには中学校で塾等、そういった教育産業というんですかね、民間のところを頼っている部分が非常に多いと思います。

先ほどのちょっと貧困の部分もあったかと思うんですけど、やはりそういったところが無償の義務教育である程度までやっぱり見ていただかないと、そこでやっぱり経済格差による学力差とかということを経済水準の差というのが出てくると思いますので、そのあたりもちょっと考えていただければなというふうに思います。

それで、やっぱり提案、現実的にどうかはわかりませんが、子どもが少なくなっていくって、チームスポーツが成立しない状況がどこでもあると思うんです。それは学校の伝統であるとか、そういったところに任せられている部分があるのかもしれないんですけど、やっぱり個人スポーツをメインに部活動を再編していただいたら、やはり出場機会であるとか、そういったところも確保できると思いますし、もし生徒下であったらやっぱり個人の保護者の方が送迎するなりということで、リスクも分散できると思いますので、ちょっとそういったところも、ここまで少子化が進むと成り立っていかないということがあるといえると思いますので、そのあたりもちょっと教育委員会主導で部活動の再編というかを考えていただければなというふうに思いま

す。

あと、部活動のコーチというか、テクニカルな技術的な指導等をされる方、やはりこれは顧問の先生には過度の負担がかかるとお思いますので、ちょっと外部にやっぱりコーチであるとか、そういった人材を招聘できないかなということも御検討いただければと思います。

そうすると、やはり先生でやっぱり授業とか勉強とか、そういったところで力を発揮したいという優秀な先生が宍粟市に赴任希望を出されるということもあると思いますので、そういったところも含めて考えていただければと思います。

あと、スポーツ21という地域のクラブスポーツというんですかね、というのが大分10年ぐらい前に社会教育の分野でそういったいろいろな課題を解決するというところで、国策として大分推進されたんですけども、ちょっとこのごろはあまり聞かないんですけども、そういったやはり部活ということではなくて、試合に出るのに中体連の登録云々という縛りがあるんで、何とも言えないんですけど、そういった地域のクラブチームみたいなので、やはりチームスポーツみたいなのを取り組んでいくことが大分また違うのかなというふうに思いますし、子どもたちの選択肢もどうしても狭まってしまうので、部活動ということだと考えると。そういったところで全体的に見直しをしていただければいいのかなというふうに思いますので、お願いします。

で、あと教育現場に潜む人的リスクというところで、先ほど総合教育会議での発言であるとか、12月定例会での教育長の発言ということで、そんな問題がないということなのかもしれないですけど、私は非常に問題視してまして、総合教育会議の議事録はホームページにアップされているので、どこが問題かというのはわかるかわからないか、あれなんですけども、特にここで具体的に言う必要はないかなと思いますし、一般質問での教育長の答弁に関してもどこが問題なのかというのは、もう具体的には申しませんが、これらの発言、やっぱりまずいかなというか、これはちょっと誤解を招くかなということ、このあたりにやっぱり気づくセンサーを持っていたかかないと、やっぱり不用意な発言であって、この情報化社会の中で、それはもう全国に発信されてしまうわけなんです。

是非ともそういったところ、気を使っていたきたいなということ。あと、前回の一般質問の答弁に関して言えば、原稿をこちらから出して、当局のチェックが入るときに訂正等があるかなと思ってはいたんですけども、そのままスルーしているという状況も含めて、やっぱりそういったところのセンサー自体を持ち得ていない

教育委員会というのとは一体何なのかという、非常に不安があるわけです。

実際に、これ一般的にいうと、愚民化政策に近い状態なんです。教育が充実していないということは、結局、知恵をつけたらいわゆる権力に逆らうとか、あとこの市の場合で言ったら、市外に流出するということを懸念しての考えだと思うんですけど、非常に危険な思想だとか、考え方だというふうに思いますので、そのあたり、ちょっと発言等々には十分御留意いただきたいなというふうに思います。

この前の報道も含めて、やっぱり宍粟市の教育委員会に対する不安というのもありますし、その監督をしているということも含めて、市内の小中学校の先生方の質に関して、やはりちょっと不安というのがあるかなというふうに思います。

ですので、やっぱりいくら市内で研修しても、どうしても質の向上というのが期待できないというところまでちょっと不安感がありまして、実際には当然現場の先生、一生懸命されていますし、あれなんですけども、やはりちょっとそのあたりを含めて、もうちょっと活性化していくべきかなというふうに思います。これはやっぱり定住促進とか、人口減対策というところでも、やっぱり教育の充実というところは非常に移住先、定住先で選ばれるポイントになりますので、是非とも考えていただきたいかなというふうに思います。

やはりそういった教育環境に不安があるところで、やっぱり子育てしようということは思わないんですよ、申しわけないですけども。僕らぐらいの世代の人間は、子どもの例えば希望で、こういったスポーツをしたいとかということで、そのスポーツに適した場所に家族で移動するということは普通の感覚なんです。ですので、是非ともそういったことも含めて一回出ていっても返ってきてもらえるということも含めて、長期的に見たときにやはり是非ともそういった学力であったりとか、スポーツであったりとか、全てそういったところに重点を置いてやっていただきたいなというふうに思います。

あと、人口減対策なんですけども、いろいろ社人研の推計値からのことでいきたいと思います。

この前出たところで、一応予測はしていたのが、宍粟市の場合3万8,534人で、実際にはそれが3万7,792人だということなので、大分社人研の推計を下回ったということに非常に問題があると思うんです。

この社人研の推計というのは、何もしなければとか、また以前の政策が功を奏すればブレーキがかかって、そのあたりにとどまるだろうということなんですけども、これを大分下回ったということに関して、市長、どのように捉えていらっしゃるか、

お伺いします。

副議長（伊藤一郎君） 福元市長。

市長（福元晶三君） ただいまおっしゃったとおり、速報値は推定値より約700人ということで下回っておりまして、それはこれまでのことがどうだったのかも含めて非常に厳しい状況だと、このように捉えています。

副議長（伊藤一郎君） 1番、鈴木浩之議員。

1番（鈴木浩之君） それで、昨日等で、やっぱり市内に仕事の間ということが、雇用の場ということがないということが課題であるということも伺っています。もう時間がないので、紹介だけしますけども、経済産業省か何かやっているリーサスというサイトがあるんです、ホームページ。これは観光、産業あたりの方は御存じかと思うんですけど、その中に地域経済循環図というのが、宍粟市ばんと出るんです。これ市内の生産での付加価値、そこから分配所得、そこで民間ではやっぱり外から稼いで来ていただいているということが明らかです。ただ、そこからの支出の部分で、政府支出ですね、その他の支出というのが500億円近く外に出ているんです。結局、民間の方が稼いで市内に持ってきたお金が、政府支出で外に出ているという非常にゆゆしき問題があるので、是非ともこのリーサスというサイトを見ていただいて、またその分析の結果をお伺いしたいと思います。

以上です。

副議長（伊藤一郎君） 答弁はよろしいですね。

1番、鈴木浩之議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は終わりました。

これをもって、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、3月11日午前9時30分から開会いたします。

どうも御苦労さんでした。

（午後 3時18分 散会）